

附則

- 1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
- 2 (教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正) (教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令第二十八号))の一部を次のように改正する。
附則第七項中「第六十六条の五」を「第六十六条の六」に、「第六十六条の七」に改める。
(教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
- 3 第一条中「第六十五条の八」を「第六十五条の七」に改める。
附則第一項第二号及び第四項中「第六十五条の八」を「第六十五条の七」に改める。

告示

○総務省告示第三百五十九号
国際郵便規則(昭和二十四年郵政省令第三号)第二十四条第一項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第三百六十号(国際スピード郵便の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ及び重量その他の利用条件を定める件)の一部を次のように改正し、平成十四年七月一日から施行する。

平成十四年六月二十四日
総務大臣 片山虎之助

別紙中第38の2を第38の3とし、第38の次に次のように加える。

第38の2	ヤンゴン	郵便番号
1 取扱地域		
YANGON		
Kyauktada	11181	
Latha	11181	
Seikkan	11181	
Lannadaw	11131	
Dagon	11191	
Mingalar Taungnyunt	11221	
Botataung	11161	
Pabedan	11141	
Pazundaung	11171	
Kamayut	11041	
Hiang	11051	
Ahlong	11121	
Mayangon	11061	
Kyimyindine	11101	

総務大臣 片山虎之助

- 1 郵便物の大きさの最大限度及び重量の制限
長さ1.5メートル、長さと高さ以外の方向に計った最大の横断寸法の合計3メートル
- 2 重量の制限
10kg
- 3 税関検査に必要な記載及び書類
(1) 業務用書類を送る場合
税関票符又は税関告知書1通
(2) その他の物品を送る場合
税関票符又は税関告知書1通

○総務省告示第三百六十一号
市町の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項の規定により、福島県喜多方市と耶麻郡塩川町との境界を次のとおり変更する旨、福島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
平成十四年六月二十四日
総務大臣 片山虎之助

喜多方市に編入する区域
耶麻郡塩川町大字源太屋敷字館ノ北二二六の四の二、一八七の二、大字新江木字向千刈二〇の二、大字三吉字大道畑五三の二、字反田七七、一〇八及び大字源太屋敷字村北二二に隣接する水路である国有地の全部
耶麻郡塩川町に編入する区域
喜多方市豊川町高堂字西前田二二一八の二の二、一三五〇の二、一三五〇の二、一三三三から一三七六までの各一部、字東上川原二六一九の二、二六一九の二、二六二〇の二、二六二〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字西前田二二一八に隣接する水路である国有地の全部
○総務省告示第三百六十二号
市町の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項の規定により、静岡県御殿場市と駿東郡小山町との境界を次のとおり変更する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
平成十四年六月二十四日
総務大臣 片山虎之助

御殿場市に編入する区域
駿東郡小山町大字上古城字鬼塚一〇六の四、一〇六の五、一〇七の六、一〇八の四、一〇八の五、一〇九の二、一〇九の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一〇九の二の一部に隣接する水路である国有地の一部、字南澤一〇〇の二、一〇〇の二から一〇〇の五まで、一一一、一一二、一一三の二、一一三の四、一一三の五、一一四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字高杉一四

二の六、一四四の三、一四六の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一三八の四の一部、一三八の五、一三九、一四一の二、一四三の二に隣接する道路である国有地の全部
駿東郡小山町に編入する区域
御殿場市大字古沢字井戸尻三五五の二、字北原三六四の二、三六四の五、三六五の二、三六五の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、字小太郎地四二六の二から四二六の四まで、字野田四五八の二、四五九の二
○総務省告示第三百六十三号
市町の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項の規定により、滋賀県彦根市と犬上郡甲良町との境界を次のとおり変更する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
平成十四年六月二十四日
総務大臣 片山虎之助

彦根市に編入する区域
犬上郡甲良町大字尼子字甲高二三五〇の二、二三五〇の二、字具足田二三五三の二、二三五五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
犬上郡甲良町に編入する区域
彦根市出町字東町二二の二、二二の二、二二三の二から二二三の四まで、一六の二
○総務省告示第三百六十四号
市町の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項の規定により、鹿児島県大口市と伊佐郡菱刈町との境界を次のとおり変更する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
平成十四年六月二十四日
総務大臣 片山虎之助

大口市に編入する区域
伊佐郡菱刈町大字荒田字場ノ木二九二八の二、二九二九の二の一部
伊佐郡菱刈町に編入する区域
大口市大字針持字前原八一〇、八一〇の二の一部、八五五の一部